

報道発表資料

令和7年10月29日
独立行政法人国民生活センター

相談解決のためのテスト実施状況（2025年度第2四半期）

2025年度第2四半期（7月～9月）は、消費生活センター等からの依頼に基づいて、25件の商品テストを実施しました。

1. 実施件数の年度別推移

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025(※)
件数	154	182	130	114	112	54

(※) 9月末日までの累計

2. 商品分類別実施件数

商品分類	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	その他	計
件数	2	11	0	3	3	3	3	0	0	25

(※) 第2四半期の実施案件の分類

3. 商品テスト結果の概要一覧

*掲載されている商品テスト結果は、消費生活センター等が行う商品に関する消費生活相談処理を支援するため、依頼に基づいて実施したものです。詳細についてはお問い合わせいただいても回答致しかねます。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
1	米	特定の産地の表示がある米を購入したが、割れ米が多く美味しくなかった。品質に問題がないか調べてほしい。	苦情品について、水分、白度、砕粒、水浸割粒、異種穀粒および異物が、いずれも日本農林規格の精米（JAS 0017：2025）で定められている品質基準の範囲内であったことから、調べた範囲では、品質上の問題はないと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
2	緑茶	販売サイトに窒素充てんと記載された緑茶を購入したが疑わしい。窒素が充てんされているのか調べてほしい。	苦情品について、水上置換によりパッケージ内の気体の採取を試みたが、試験に必要な量の気体を採取することができず、窒素の濃度を測定することができなかったため、窒素が充てんされていたかは不明であった。ただし、水上置換により気体がほぼ発生しなかったことから、パッケージ内には気体が極少量しか入っていなかったものと考えられた。
3	オープンレンジ	2カ月の使用でオープンレンジの扉の開閉を検知する機構が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は、扉の開閉を検出するための扉側の突起が破損していたが、本体側の挿入部付近に目立った傷等がみられなかったほか、破断面上に強度を低下させるような空隙や異物などがみられなかったことから、通常使用の範囲でかかる負荷以上の何らかの力が加わったことで破損したものと考えられた。なお、扉を勢いよく閉めるなど、閉め方によって扉側の突起にかかる負荷に違いがみられた。
4	スープ用ポット	熱湯を入れたスープ用ポットのふたを開けようとしたところ、「バン」とふたが開き中身がこぼれてやけどした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、熱湯を注ぎ、内圧が高くなっている状態でふたを開けると、内圧が抜ける瞬間に、大きな音が発生すると同時に、ふたが持ち上がることを確認された。
5	タンブラー	タンブラーを初めて使用し洗ったところ、内側に黒い液体が染み出していた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、内筒に生じていた微小な穴から、アイスコーヒーが中間層に浸入し、中間層にたまったアイスコーヒーが染み出したものと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
6	衣類乾燥機	衣類乾燥機を使用中に吸気フィルターが変形して扉が突然開いた。吸気フィルターが変形した原因を調べてほしい。	苦情品は、排気用ファンを回すベルトが切れてファンが回転しないことで、槽内の吸排気がなされず、本来は吸気により冷やされるヒーターの温度が異常上昇し、吸気フィルターケースの変形に至ったものと考えられた。なお、苦情品に温度保護装置は搭載されていたが、ヒーターに接触はしておらず、間接的に周囲の温度を検知し保護動作を行う構造となっていたことから、樹脂部品の変形に至る前に動作を停止させる等、保護装置をより適切に動作させることが望ましい。
7	ハンディークリーナー	ハンディークリーナーのダストカップのボタンが1年半の間に3回破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品のボタンは、両側面の切り欠きなど応力の集中しやすい部分が起点となり、使用過程での引張応力が繰り返し加わったことで疲労破壊が伸展し、破断したものと考えられた。しかし、疲労破壊の起点となる亀裂などが使用前からあったのかは不明であり、設計上の強度が不足していたかについては、苦情同型品を入手することができず、特定に至らなかった。なお、商品名や見た目、販売元が苦情品と同じ商品のボタンには、両側面の切り欠きがなかったほか、裏面にはリブが設けられており、強度を向上させる対応である可能性が考えられた。
8	電気掃除機（スティックタイプ）	電気掃除機（スティックタイプ）のバッテリーの外装が溶けた。バッテリーの外装が溶けた原因を調べてほしい。	苦情品は、バッテリーの端子が開いていたことや、バッテリーおよび本体側の端子部付近のみに高温となった痕跡がみられたことから、端子が開いている状態で通電し、端子同士の接触が不十分となり発熱したことに加え、フィルターの詰まりにより冷却が妨げられて、バッテリー接続部周辺の溶融に至ったものと考えられた。
9	扇風機	折りたたみ式の扇風機を使用していたところ、電源が入らなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は制御基板とモーターを接続する配線の一部が断線しており、通電後、保護動作によって自動停止していたものと考えられた。この断線は、消費者の使用方法等により発生するものではなく、製造時におけるコネクタのコンタクトの圧着不良に起因していると考えられ、その後の工程や、使用による振動等により、断線に至ったものと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
10	マットレス	購入後 2 カ月試用したマットレスにへこみが生じた。へこみが生じた原因を調べてほしい。	苦情品は内部のウレタンフォームおよび外側のふとんの両方の中央付近にへこみが生じていた。中央付近は使用者が寝た際の臀部（でんぶ）付近にあたると考えられ、他の部位に比べて使用時の荷重がかかりやすいと考えられた。また、新品の苦情同型品のウレタンフォームに対して繰り返し圧縮残留ひずみ試験を行ったところ、苦情品と同程度まで厚さが低下したことから、苦情同型品においても使用過程で苦情品と同程度のへこみを生じる可能性があると考えられた。
11	椅子	椅子に座ったまま眠っていた母が椅子ごと倒れ、骨折した。椅子に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、JIS S 1204:1998「家具-いす-直立形のいす及び スツールの安定性の試験方法」で定められている安定性試験において、転倒する様子がみられた。また、座った際の倒れやすさについて行ったモニターテストでは、「ひじ部に体重をかける」動作において、「やや転倒しそう」または「転倒しそうになる」との回答が一部のモニターにみられた。しかし、安定性試験について判定基準は定められておらず、モニターテストにおいて「立った状態から座る」、「後ろに反る」動作では、全員が「転倒しそうにない」との回答であった。また、被害者が事故時に居眠りをしていたことも転倒を回避できなかった一因と考えられたことから、直ちに危険な商品であるとは言えないものの、円形の脚の外径を広げることなどにより安定性を高めることができるものと考えられた。
12	携帯用 LED ライト	携帯用 LED ライトのバッテリーが膨張し使用できなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、バッテリーの充放電の際、過充電、過放電に対する保護機能を持ち、それらの機能が動作していることが確認できた。また、バッテリーは過放電状態で膨張していたものの、内部に異物や短絡の痕跡はみられなかった。苦情品は、購入後の動作確認以降、約 5 カ月間放置されていたことから、充電が少なかった状態から、さらに自己放電が進んで過放電状態となり、バッテリーセル内部の反応の過程でガスが発生し、膨張に至った可能性が考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
13	電動ドリル	電動ドリルを使用したところ、本体が熱くなった。熱くなった原因を調べてほしい。	苦情品は補助ハンドルの固定が緩んだことで、クランプ部が高速回転するドリルチャックと接触し、その摩擦熱によって補助ハンドルが溶解したものと考えられた。なお、苦情品の動作に異常はみられず、穴あけ動作時でも補助ハンドルが緩むことはなかった。
14	婦人靴	婦人靴を3時間使用したところ、かかと部分の革が剥がれた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品のかかとにみられた傷は、着用中に甲の飾りと擦れたことで、革の表面が剥離し生じた可能性が考えられた。
15	アームカバー	アームカバーを使用したところ、腕にやけどのようなけがを負った。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の透明なテープ部分からは、皮膚への刺激性があるとされる物質と推定されたものが検出されたが、この成分と相談者の症状との因果関係については、皮膚科専門医による診断が必要である。
16	電熱ウェア（グローブ）	電熱ウェア（グローブ）を使用しても温かくなならない。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は動作に異常はなく、電熱線のある手の甲側においては、取扱説明書に記載された温度まで発熱する様子がみられた。なお、今回の低温環境下でのバイクによる走行を模擬したテストにおいては、取扱説明書に記載の温度まで上昇しなかった。
17	血圧計	血圧計の表示部に異物がある。異物が入った原因を調べてほしい。	苦情品の表示部にみられた異物は虫のさなぎとみられ、カフ側にある筐体（きょうたい）の開口部や、電池ボックス内の隙間から何らかの虫が侵入して内部で産卵し、ふ化した幼虫のうち1匹が表示部に移動してさなぎ化したものと考えられた。
18	ヘアドライヤー	ヘアドライヤーを使用していたところ、コードの付け根から発火した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は電源コードが断線しており、断線部においてショートした痕跡がみられた。断線していた部分は、コードブッシュの根元部分であり、使用に伴う屈曲が繰り返され、電源コードの損傷が進行したことにより、最終的に2本の心線がショートし、大きな火花をあげたものと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
19	電気かみそり	電気かみそりを使用していたところ、電源ボタンが破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は電源ボタンの内部に付着したシャンプーやハンドソープといった洗浄剤などによってソルベントクラックが生じ、電源ボタンの入切を繰り返したことにより、き裂が進展して、破損に至った可能性が考えられた。なお、取扱説明書には、シェーバーヘッド部について、洗浄の際に洗剤成分を完全に洗い流す旨の表示が見られたものの、電源ボタンの材質であったポリカーボネートは、洗浄剤などの付着によってソルベントクラックを生じやすい特徴があることから、この点に関する取扱説明書への記載や、構造・材質の見直しによって、同種の破損は低減できるものと考えられた。
20	スマートフォンのケース	スマートフォンのケースにネックストラップをつけて使用していたところ、ストラップ取付部が破損しスマートフォンが落下した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は2枚の生地挟まれて輪状に縫い合わされているストラップ取付部のうち、外側の縫製部がほつれて破損していた。苦情同型品を用いたストラップ取付部の引張強度テストでは、苦情品同様に外側の縫製部がほつれて破損したことから、縫製部の強度以上の荷重が加わったことで破損に至ったものと考えられた。なお、苦情同型品の引張強度は参考品に比べると低い値であったが、スマートフォンの質量よりも十分に大きい荷重を加える繰り返し強度テストでは異常はみられなかった。
21	ペットフード	ペットフードを食べた犬が肝不全で死んだ。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品について、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」において添加物、農薬、汚染物質等の基準が設定されている成分のうち、相談者が獣医師より肝不全を引き起こす可能性のある成分として挙げられたとされる9種（添加物：エトキシキン、BHA、BHT、農薬：グリホサート、クロルピリホスメチル、ピリミホスメチル、マラチオン、メタミドホス、その他：メラミン）について分析を行った結果、いずれも基準を満たしていた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
22	リール（スプール）	リール（スプール）に釣り糸を巻いていたところ破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は円筒形状表面の中央部に設けられている溝と円筒内面側の縁に沿ってき裂が進展していたが、き裂以外に変形や打痕等の異常はみられず、各部の寸法や厚みは類似商品と比べて明確な差はみられなかった。破断面観察結果より、何らかの要因により複数のき裂が同時多発的に発生および進展したものと考えられたが、未破断部分の断面には、き裂の発生につながる割れや腐食等の痕跡はみられなかった。破断箇所には事故前に何らかの異常があった可能性が考えられたが、苦情同型品が入手できず、原因の特定には至らなかった。
23	洗車用品（モップ）	洗車用品（モップ）を使用したところ、ホイールに傷がついた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、使用中に保護キャップが外れ、針金の先端が露出した状態で使用したことによって、ホイールに傷がついたと考えられた。10本の苦情同型品の保護キャップを調査したところ、接着力に大きなばらつきが見られ、苦情品の保護キャップは接着が十分でなかった可能性が考えられた。また、取扱説明書には保護キャップが外れた際には針金が露出し、洗浄時に傷をつけてしまう旨の注意表示が見られなかったことから、品質や注意表示に改善の余地があると考えられた。
24	自転車	自転車に乗車中、後車輪のチューブが破裂した。その1週間後、駐輪中に前車輪のチューブも破裂した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の前車輪のチューブが破裂した原因は、チューブがタイヤとリムに挟まれていたことが原因と考えられた。なお、チューブがリムとタイヤに挟まれた原因としては、後車輪のチューブも同時期に破損したとの申し出に加え、前車輪のチューブには空気圧が不足した状態で走行した痕跡やパンク修理の痕跡がみられないことから、製造や出荷段階から発生していた可能性も考えられるが、特定には至らなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
25	幼児用自転車	1 カ月前に購入した幼児用自転車の補助車輪が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品の車輪の破断面は脆性（ぜいせい）破壊を示す破面形態がみられたことから、車輪の強度を超える負荷が加わったことで破損したものと考えられた。しかし、苦情同型品は JIS D 9302:2019 「幼児用自転車」における「6.4.5 補助車輪の強度試験」の基準を満たしていたほか、衝撃荷重を加えたテストにおいても、苦情品の車輪と同様の破断は再現しなかったことから、車輪の強度は著しく低いものではないと考えられた。そのため、苦情品の車輪は使用前、または使用過程において破断のきっかけとなるような損傷などが生じていた可能性が考えられたが、原因の特定には至らなかった。

本件問い合わせ先

商品テスト部 042-758-3165